

短期入所生活介護事業所 むらさき野苑 重要事項説明書

あなたに対するサービスの提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令37号125条に基づいて
当事業者が利用者の皆様に説明すべき条項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 知多学園
主たる事務所の所在地	愛知県常滑市大谷字鴨80番地18
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	磯部 栄
電話番号	0569-35-7770

2. ご利用事業所

事業所の名称	短期入所生活介護事業所むらさき野苑
事業所の所在地	愛知県常滑市字長峰一ノ切17番地
都道府県知事指定番号	2373500129
管理者の氏名	村田 恵美
電話番号	0569-35-6681
ファクシミリ番号	0569-35-6683

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	・ 要支援、要介護状態にある高齢者の皆様に、適正な指定短期入所生活介護を提供する。
運営の方針	・ お年寄りの、人権・プライバシー・自己決定を尊重します。
	・ 最後の時まで人間性を尊重した個別処遇に取り組みます。
	・ アメニティーの向上に努力します。
	・ 地域で安心して暮らせるよう家族を支援します。
	・ 地域諸団体との連携を大切にボランティア活動を支援します。
	・ 常に誠意を持って質の高いサービスが提供出来るよう、研修研究に励み、専門性の向上に努めます。

4. 職員体制

従業者の職種	員数	区 分		兼務	常勤換算後の人数	指定基準
		常勤	非常勤			
		専従	専従			
管理者	1	0	0	1	0.5	1
医 師	2	0	0	2	0.1	
生活相談員	1	0	0	1	1	1
介護職員	53	0	0	53	34.6	33.4
介助員	7	0	7	0	3	
看護職員	6	1	0	5	4.4	
歯科衛生士	1	0	0	1	1	
管理栄養士	1	0	0	1	1	1
機能訓練指導員	1	1	0	1	1	
調理員	13	0	0	13	6.9	
事務職員	2	0	0	4	2.2	

5. 利用定員

利用定員	併設利用型	10名
	空床利用型	特別養護老人ホーム定員88名以内

6. 通常の送迎の実施地域

通常の事業の実施地域は常滑市、半田市、知多市、東海市、大府市、武豊町、阿久比町、美浜町、南知多町、東浦町とします。

7. サービスの概要と利用料(法定代理受領を前途としています)

サービスの種別	内 容	自己負担額
食 事	朝 食 7時00分～	朝食 405 円
	昼 食 12時00分～	昼食 520 円
	夕 食 17時00分～	夕食 520 円
	おやつ 15時00分～	おやつ 50 円
	※医師の発行する食事箋に基づき提供された栄養量及び内容を有する糖尿病食、肝臓病食、腎臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食は「療養食」として、1日あたり23単位加算されます。	
排 泄	状況に合わせ、必要に応じてお手伝いをします。(おむつ交換を含む)	(予防)短期入所生活介護介護費
入浴・清拭	入浴日 週あたり2回以上 清拭は入浴日以外は随時、入浴日でも入浴しない方はタオルで体をお拭きします。	要支援1の方 451 単位
		要支援2の方 561 単位
離 床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。	要介護1の方 603 単位
		要介護2の方 672 単位
整 容	身の回りのお手伝いをします。	要介護3の方 745 単位
		要介護4の方 815 単位
シーツ交換	週一回以上行います。	要介護5の方 884 単位
洗 濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。	介護を直接提供する職員の総数の内、常勤職員の占める割合が75%以上満たすことで、6単位が加算されます。
健康管理	看護職員が健康管理を行います。	短期入所専従の常勤看護師1名配置した場合、4単位が加算されます。
		24時間看護師との連絡体制を備えている場合、8単位が加算されます。
		夜勤職員の数が最低基準を1名以上、上回っている場合、13単位が加算されます。
機能訓練	機能訓練指導員による機能訓練を、ご本人の状態にあわせて行います。	常勤の機能訓練指導員が配置になった場合、12単位が加算されます。
送 迎	ご希望をされる場合、家庭、施設間の送迎を行います。	片道 184単位 (知多半島内)
滞在費	光熱水費・室料	1日あたり 915円

- ※ 負担限度額認定証
滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの滞在費及び1日の食費の合計を下回る時に限り、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とします。
- ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)所定単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)に短期入所生活介護加算率13.6(介護職員等処遇改善加算)を、乗じた単位数で算定されます。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算
第2号被保険者で特定疾病が「若年性認知症」を示されていた場合、120単位が加算されます。
- ※ 緊急短期入所受入加算
介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、1日90単位が最大14日を限度として加算されます。
- ※ 長期利用者に対する短期入所生活介護
30日を超えて短期入所生活介護を受けた場合、31日目以降1日30単位減算されます。
- ※ 地域区分
常滑市の地域区分は7級地に該当する為、1単位＝10.17円となります。(小数点以下切り上げ)
- ※ 介護保険負担割合証
介護保険負担割合証に記載された1割から3割のご負担をいただきます。

8. 苦情等申し立て窓口

当事業所のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、苦情受け付け担当者までお気軽にご相談ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。
また、第三者委員に直接苦情を申し立てる事もできます。

苦情受付担当者	ご利用時間 毎日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 0569-35-6681	面接場所 施設内相談室 担当 村田 恵美
第三者委員会	高津 博文	電話 0569-43-0660 (常滑市社会福祉協議会)
公共機関の 苦情相談窓口	お住まいの市町村 もしくは常滑市高齢介護課 (電話 0569-47-6133) 高齢者相談支援センター 知多市(0562-54-1211) 大府市(0562-48-1051) 東海市(052-689-1606) 東浦町(0562-82-2941) 半田市高齢介護課(0569-84-0648) 阿久比町高齢介護課(0569-48-1111) 武豊町高齢者福祉サービス(0569-72-1111) 南知多町高齢者あんしん相談室(0569-65-0711) 愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室苦情調査係(電話 052-971-4165)	

9. 協力医療機関

医療機関の名称	常滑市民病院
院長名	野崎 裕広
所在地	愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の3
電話番号	0569-35-3170
診療科	総合内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、血液内科、神経内科 内分泌・代謝内科、呼吸器内科、外科、血管外科、脳神経外科、整形外科 リハビリテーション科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科 麻酔科、婦人科、放射線科、歯科口腔外科、乳腺外科、こう門外科
入院設備	有り
医療機関の名称	知多半島総合医療センター
院長名	岡田 禎人
所在地	半田市横山町192番地
電話番号	0569-89-0515
診療科	救急科、内科(呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、脳神経内科、糖尿病・内分泌内科)、小児科、精神科、外科(消化器外科、乳腺外科)、整形外科、リウマチ科、脳神経外科、心臓外科、血管外科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻いんこう科、眼科、皮膚科、形成外科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、
入院設備	有り

10. 非常災害時の対策

災害時の対応	「むらさき野苑防災計画」に基づき、対応を行います。
近隣との協力関係	奥条33町内会と、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「むらさき野苑防災計画」に基づき、年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。 その他、防災に係る訓練、研修を毎月実施します。
防災設備	スプリンクラー ……有り 避難階段 ……有り 自動火災報知器 ……有り 誘導灯 ……有り ガス漏れ報知器 ……有り 防火扉、シャッター ……有り 屋内消火栓 ……有り 非常用電源 ……有り 漏電火災報知器 ……有り
消防計画等	カーテン、布団等は、防災性能のあるものを使用しております。 常滑市消防署への届出日 平成3年10月1日 防災管理者 磯部 栄

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

12. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間は特に定めていません。いつでも来訪、面会していただけます。ただし、利用者本人の安眠を妨げないために、深夜及び早朝のご訪問は、必要時を除いて、できるだけご遠慮ください。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。 所定の用紙へのご記入をお願いします。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所をお願いします。 飲酒は、ご相談に応じます。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	事業所内での他の利用者に対する、執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

13. 事故発生時の対応方法

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかにご家族、市町村に連絡を行い、状況に応じ適切な対応をいたします。また事業所もしくは職員の責めに帰する事由により、ご利用者に損害を及ぼした場合には、速やかにご利用者に対して損害を賠償いたします。

14. 緊急時の対応方法

短期入所生活介護サービスの利用中に身体状況の急変などにより医療機関への緊急搬送が必要であると判断される場合、ご利用者様、ご家族様の事前の合意によりご指定頂いている医療機関への搬送を要請させていただきます。また、ご利用者様の主治医への連絡を行います。

令和 年 月 日

本書面に基いて、（職名 短期入所生活介護事業所ショート担当 氏名 ）より、上記重要事項の説明をさせていただきました。

説明を受け、内容を確認しました。	令和 年 月 日
ご利用者 氏名	
住所	
代理人 氏名	
住所	
続柄	